## 第66回 伊勢市都市計画審議会議案書(追加分)

令和4年8月25日

## 目 次

## 【審議案件】

- 議案第1号 伊勢都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更 (伊勢市決定)
- 議案第2号 伊勢都市計画特定用途制限地域の変更 (伊勢市決定)
- 議案第3号 伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響 評価書
- 議案第4号 建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物処 理施設の敷地の位置

建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置

建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、次の施設の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものである。

施設の種類	位置	敷地面積	地域地区の 指定状況	備考
一般廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	伊勢市大湊町 字向新田 1125 番 17、1125番 52	3,299.76 m²	用途地域(工業専用地域)	[処理能力] 草・木くず破砕 128.8t/日 堆肥化 5t/日未満

申請者である株式会社原田組は、土木工事を主とした建設業を営んでおり、申請地において閉鎖された工場を改修し、新たに廃棄物処理業を営もうとするものである。

今回の対象となる施設は、木くず等の処理能力が一日あたり5トンを超え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条に示される一般廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置について市の都市計画審議会の議を経て、特定行政庁である三重県知事の許可を得る必要がある。

当該地は、伊勢市都市マスタープランの土地利用区分において「市街地ゾーン」に位置し、用途地域を「工業専用地域」として指定し、工業や物流を中心とした活力のある 産業ゾーンの形成を図る地区となっている。





